

16. 8. 7  
2839

- 一 幼年工ニ付シテ年ニ回定期弁給セシムルコト
- 一 三大節ヲ公休ニシテ日給金額ヲ支給サレタリ
- 外ニ項
- 解決了了項
- 一 解雇退職手当規定ノ改正ハ取消スルコト
- 一 要求書撤回
- 一 犠牲者ヲ出サザルコト

◎加受奉工 崎巖素法 所争議 (一、二、七、三)

愛知縣瀬戸市大字瀬戸字刈田一六二

労働者 一四名(内女二名)  
参加者 一二名(男一)

事業不振ノため去月三十日事業主ハ職工ニ付シテ  
七日ヨリ隔日ニ半体制ヲ實施スル旨發表  
シタルガ職工ハ七月中旬マデ實施方延期ヲ嘆願  
セルモ瀬戸労働組合ノ應援ヲ得テ七月二日ヨリ  
労働主側ハ職工ノ要求ヲ容レ七月五日迄  
半体制實施延期ヲ發表シタルガ七月三日  
内滿解決、今四日ヨリ職工ニ有就業

財團労働局